

第 12 回教育委員会

平成 30 年 5 月 29 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

議 案

- | | |
|--------|------------------------------|
| 議案第56号 | 大阪市教育局会議規則の一部を改正する規則案について |
| 議案第57号 | 大阪市教育局会議傍聴規則の一部を改正する規則案について |
| 議案第58号 | 大阪市教育局教育長専決規則の一部を改正する規則案について |

議案第56号

大阪市教育局委員会会議規則の一部を改正する規則案

大阪市教育局委員会会議規則（平成12年大阪市教育局委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号を次のように改める。

(4) 議案の審議、教育長等の報告及び協議題の協議

第6条第1項本文中「案件の審議又は報告」を「案件の審議、報告又は協議」に改める。

第15条を第18条とし、第14条を第17条とする。

第13条第1項第3号を次のように改める。

(3) 案件名称

第13条第1項中第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 協議題の協議の要旨

第13条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加え、同条を第16条とする。

(4) 議案の審議の要旨

第12条を第15条とする。

第11条の見出しを「（議案の継続審議）」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

（報告）

第13条 教育長及び委員は、別に定めるところにより報告を要するもののほか、委員会の権限に属する事務その他教育行政に関連する事項について、報告として会議に付することができる。

（協議題）

第14条 教育長及び委員は、委員会の権限に属する事務その他教育行政に関連

する事項について、協議題として会議に付することができる。

第10条の見出しを「（議案の採決）」に改め、同条第1項中「質疑」を「議案の質疑」に改め、同条第2項中「議題」を「議案」に改め、同条を第11条とする。

第8条を第10条とする。

第7条第2項及び第3項中「議案」を「案件」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（案件の発議）

第7条 委員が案件を発議しようとするときは、その案及び理由を記載した書面を、あらかじめ教育長に提出しなければならない。ただし、急を要するものの又は簡易なものは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市教育委員会会議規則（抄）

（会議の順序）

第5条 会議は、おおむね次に掲げる順序により行うものとする。

(1)－(3) 省 略

(4) 議案の審議及び教育長等の報告及び協議題の協議

(5)－(6) 省 略

（会議の公開）

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を含む案件の審議又は報告又は協議（以下「案件の審議等」という。）

について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。

(1)－(5) 省 略

2－3 省 略

（案件の発議）

第7条 委員が案件を発議しようとするときは、その案及び理由を記載した書面を、あらかじめ教育長に提出しなければならない。ただし、急を要するもの又は簡易なものは、この限りでない。

（動議）

第7条 省 略

第8条

2 教育長は、動議が提出されたときは、これを議案としなければならない。

案件

3 議案となった動議は、会議の承認がなければ、これを撤回し、又は変更す
案件

ることができない。

第8条 省 略

第10条

(議案の採決)

第10条 教育長は、議案の質疑及び討論が終結したと認めたときは、会議に諮

第11条

り、採決を行わなければならない。

2 教育長は、議題に対する各委員の異議の有無を求めて採決する。

議案

3-5 省 略

(議案の継続審議)

第11条 省 略

第12条

(報告)

第13条 教育長及び委員は、別に定めるところにより報告を要するもののほ
か、委員会の権限に属する事務その他教育行政に関連する事項について、報
告として会議に付することができる。

(協議題)

第14条 教育長及び委員は、委員会の権限に属する事務その他教育行政に関連
する事項について、協議題として会議に付することができる。

第12条 省 略

第15条

(会議録の記載事項)

第13条 会議録には、次に掲げる事項を記載する。

第16条

(1)-(2) 省 略

(3) 議題及び議事の要旨

案件名称

(4) 議案の審議の要旨

(4)－(5) 省 略

(5) (6)

(7) 協議題の協議の要旨

(6) その他会議において必要と認めた事項

(8)

2 省 略

第14条－第15条 省 略

第17条 第18条

議案第57号

大阪市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則案

大阪市教育委員会会議傍聴規則（平成12年大阪市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」を「第17条」に改める。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市教育委員会会議傍聴規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、大阪市教育委員会会議規則（平成12年大阪市教育委員会規則第25号。以下「会議規則」という。）第14条第1項の規定に基づき、傍

第17条

聴の手續、傍聴者の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

議案第58号

大阪市教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則案

大阪市教育委員会教育長専決規則（昭和41年大阪市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

- (2) 規則の制定改廃に関すること（法令又は条例等の制定改廃に伴い必要となる字句等の軽易な事項の改正を除く。）

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

(参照)

(太字は改正)

大阪市教育委員会教育長専決規則（抄）

(教育長専決事項)

第1条 教育長は、別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、規定の解釈上疑義のあるもの又は特に重要と認めるものについては、この限りでない。

(1) 省 略

(2) 規則の制定改廃に関すること（**法令又は条例等の制定改廃に伴い必要となる字句等の軽易な事項の改正を除く。**）

(3)－(9) 省 略

大阪市教育委員会会議規則、大阪市教育委員会会議傍聴規則及び 大阪市教育委員会教育長専決規則の一部改正について

1 改正の理由

教育委員会会議の議論を充実させ、より有意義なものとするために、教育委員会会議に付すべき案件等について整理する必要があることから、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 大阪市教育委員会会議規則の改正

- ・教育委員会会議に付すべき案件として、議案及び報告の他、政策的な事項について協議するものとして「協議題」を新設し、それに伴う必要事項について定める（第5条、第6条、第13条、第14条及び第16条）。
- ・委員から案件を発議する場合について定める（第7条）。
- ・その他必要な規定整備を行う。

(2) 大阪市教育委員会会議傍聴規則の改正

- ・大阪市教育委員会会議規則の改正に伴う必要な規定整備を行う（第1条）。

(3) 大阪市教育委員会教育長専決規則の改正

- ・法令又は条例等の制定改廃に伴い必要となる字句等の軽易な事項の改正を、教育長の専決事項とする（第1条第2号）。

3 施行期日

平成30年6月1日

教育委員会会議・教育委員協議会の今後の運営について

1 改正の趣旨

- ・平成 30 年 2 月・3 月市会での議論を踏まえ、教育委員会での議論が、より透明性が高く、有意義なものとなるように、これまで非公式に運用されてきた教育委員協議会の在り方を見直す。
- ・教育委員会がより現場の状況を踏まえた施策を展開できるように、学校現場との意見交換の機会を増やす。
- ・教育施策の大綱など、より重要な議論に時間を費やすことができるように、会議の運用の効率化を進める。

2 会議の運営

(1) 教育委員会会議（定例会・臨時会）

- ・当面月 1～2 回（隔週火曜日）、1 回 2 時間程度とする。
- ・会議に付すべき案件に協議題を新設し、議案、報告、協議題の 3 種類とする。
- ・協議題の内容は、教育委員会の権限に属する事務、他の執行機関との関連を有する案件、その他教育行政に関する事項とし、政策的に重要なものについて、今後の事務の執行や議案の議決に向けた方向性を確認するために行う。
- ・協議題を委員から提出する場合は、案を作成して、あらかじめ教育長に提出しなければならない。（議案、報告についても同様。事務局からの提出は議案と同じ）
- ・教育長は、協議題について、議案及び報告と併せて告示するとともに、委員あてに会議の前日までに通知する。
- ・協議の内容が会議規則第 6 条第 1 項に該当する場合は、教育長又は委員の発議により出席者の 3 分の 2 以上の多数で議決した時は、これを非公開とする。
- ・協議は、説明、質疑、討論の順に行い、協議により方向性が明らかとなった場合は、教育長発議により、方向性（事務の執行、議案の内容）について確認を行う。
- ・出席した教育長及び委員により確認された方向性については、教育長及び委員はその内容を尊重しなければならない。
- ・協議の内容、結果は議事録に記載する。

(2) 教育委員協議会の整理

- ・これまで、実施してきた非公式の教育委員協議会については、議論や意思決定をする場ではないことを再確認する。
- ・協議会としての開催は廃止し、会議終了後の時間を利用して連絡会として、各種報告、説明等を行う。委員同士の意見交換の場も連絡会の場を利用して行う。

(3) 委員の会議に向けた研究活動

- ・ 会議を円滑かつ効率的に進めるために、個々の委員の会議に向けた研究・検討活動を制度化する。
- ・ 議案等の論点に基づき、教育長から事前に検討・研究依頼を行い、教育委員から検討日時、場所等を明記した報告書の提出があり、会議における議論等でその成果が確認できた場合は、委員の業務として報酬を支給する。

(4) 案件の精査

より重要な案件に時間を割り振れるよう、教育長専決規則上、付議の必要がないもの、会議において、議論の余地が少ないものなど、これまでの案件を精査する。

- (例)
- ・ ステップアップ研修の継続等に関する議案（※ただし、ステップアップ研修を経て分限処分を行う際には、議案として会議に付議する。）
 - ・ 法令又は条例等の制定改廃に伴い必要となる字句等の軽易な規則改正に関する議案

3 会議規則改正等

- ・ 大阪市教育委員会会議規則
- ・ 大阪市教育委員会会議傍聴規則
- ・ 大阪市教育委員会教育長専決規則

大阪市教育委員会会議規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条の規定に基づき、教育委員会(以下「委員会」という。)の会議(以下「会議」という。)その他委員会の議事の運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(会議の種類)

第2条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回以上招集するものとする。

3 臨時会は、教育長が必要と認めたとき又は委員の定数の3分の1以上の委員から書面で会議に付すべき案件を示して会議の招集の請求があったときに招集する。

(会議日程等の通知)

第3条 会議の招集は、教育長が会議の開催場所、日時及び会議に付すべき案件をあらかじめ委員に通知して行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 委員は、会議を欠席、遅参又は早退しようとするときは、速やかに教育長に届け出なければならない。

3 教育長は、会議の招集を行ったときは、会議の開催場所、日時及び会議に付すべき案件を公告するものとする。ただし、会議の招集が緊急を要する場合その他教育長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(会議の開会等)

第4条 会議の開会、中断、再開及び閉会は、教育長が行う。

(会議の順序)

第5条 会議は、おおむね次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 開会
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 案件の非公開に関する採決
- (4) 議案の審議及び教育長等の報告及び協議題の協議

(5) その他

(6) 閉会

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を含む案件の審議又は報告又は協議(以下「案件の審議等」という。)について、教育長又は委員の発議により、

出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。

- (1) 法令又は条例の規定により、公開することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、かつ、案件の審議等を公開することにより、

当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

(3) 法人等の情報で、案件の審議等を公開することにより、当該法人等の正当な利益を害すると認められるもの

(4) 第三者から公開しないことを条件として、任意に提供された情報

(5) 案件の審議等を公開することにより、事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずると認められる情報

2 前項ただし書に定めるもののほか、教育長又は委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決し、非公開とされた案件の審議等については、公開しない。

3 前2項の規定による発議は、討論を行わないで採決する。

(案件の発議)

第7条 委員が案件を発議しようとするときは、その案及び理由を記載した書面を、あらかじめ教育長に提出しなければならない。ただし、急を要するもの又は簡易なものは、この限りでない。

(動議)

第7条 委員は、動議を提出することができる。

第8条

2 教育長は、動議が提出されたときは、これを議案としなければならない。

案件

3 議案となった動議は、会議の承認がなければ、これを撤回し、又は変更することができない。

案件

(議案の審議)

第8条 議案の審議は、説明、質疑、討論及び採決の順序により行う。ただし、教育長が必要と認め

第10条

たときは、これを会議に諮ったうえで、説明、質疑若しくは討論を省略し、又はその順序を変更することができる。

2 教育長が必要と認めたときは、2以上の議案を一括して審議することができる。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、教育長の許可を得て発言しなければならない。

2 1の案件が終了しないうちに、他の案件について発言することはできない。

(議案の採決)

第10条 教育長は、議案の質疑及び討論が終結したと認めたときは、会議に諮り、採決を行わな

第11条

なければならない。

2 教育長は、議題に対する各委員の異議の有無を求めて採決する。

議案

3 採決の結果は、教育長が宣告する。

4 採決の結果が可否同数のときは、教育長の決するところによる。

5 採決のとき会議場にいない教育長及び委員は、採決に加わることができない。

(議案の継続審議)

第11条 教育長は、会議に諮ったうえで、審議未了の議案の審議を次回以降の会議に継続すること

第12条

ができる。

(報告)

第 13 条 教育長及び委員は、別に定めるところにより報告を要するもののほか、委員会の権限に属する事務その他教育行政に関連する事項について、報告として会議に付することができる。

(協議題)

第 14 条 教育長及び委員は、委員会の権限に属する事務その他教育行政に関連する事項について、協議題として会議に付することができる。

(会議録の作成及び公表)

第 12 条 教育長は、会議録を作成し、これを公表するものとする。

第 15 条

2 会議録には、教育長及び教育長の指名した委員 1 人が署名する。

(会議録の記載事項)

第 13 条 会議録には、次に掲げる事項を記載する。

第 16 条

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 教育長、委員及び事務局の出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨

案件名称

- (4) **議案の審議の要旨**

- (4) 議決事項

- (5)

- (5) 教育長等の報告の要旨

- (6)

- (7) **協議題の協議の要旨**

- (6) その他会議において必要と認めた事項

- (8)

2 会議録に記載した事項に関し委員中に異議があるときは、教育長は、これを会議に諮って決定する。

(傍聴)

第 14 条 傍聴の手続、傍聴者の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

第 17 条

2 教育長は、傍聴者が教育長の指示に従わず、会議の公正かつ円滑な審議を著しく阻害したと認めた場合は、これを制止し、傍聴者がその命令に従わないときは、退室を命ずることができる。

3 教育長は、前項の措置にもかかわらず、なお会議の秩序維持が困難であると認めたときは、当該会議を非公開とし、又は中止する等の措置を取ることができる。

(補則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、会議その他委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育

第 18 条

長が会議に諮って定める。

大阪市教育委員会会議傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市教育委員会会議規則（平成12年大阪市教育委員会規則第25号。以下「会議規則」という。）第14条第1項の規定に基づき、傍聴の手続、傍聴者の守るべき事項その他傍

第17条

聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 教育委員会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、傍聴整理券の交付を受け、職員の指示に従い、入室しなければならない。

2 傍聴整理券の交付は、会議の開会予定時刻の30分前から開会予定時刻までの間これを行う。

3 傍聴者の定員は10人とする。ただし、教育長が必要と認めた場合については、この限りでない。

4 傍聴申込みが定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定する。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者には、傍聴を認めない。

(1) 会議の妨害となると認められる器物等を携行している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) その他教育長において傍聴を不相当と認めた者

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守し、教育長の指示に従って静かに傍聴しなければならない。

(1) はち巻き、たすき、ゼッケン又はヘルメット等を着用しないこと

(2) 危険物、ビラ、プラカード又は旗等を持ち込まないこと

(3) 飲食又は喫煙をしないこと

(4) みだりに傍聴席を離れないこと

(5) 私語、談話又は拍手等をしないこと

(6) 公然と賛否若しくは意見を表明し、又は質問を行わないこと

(7) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、特に教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと

(傍聴者の退室)

第5条 教育長は、傍聴者が前条の規定に違反した場合は、これを制止し、傍聴者がその命令に従わないときは、その者に退室を命ずることができる。

2 教育長は、会議を非公開とした場合は、全ての傍聴者を退室させる。

3 前2項の規定により退室を命ぜられた者は、速やかに退出しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日(教)規則第20号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日(教)規則第22号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大阪市教育委員会会議傍聴規則の規定は適用せず、この規則による改正前の大阪市教育委員会会議傍聴規則の規定は、なおその効力を有する。

大阪市教育委員会教育長専決規則

(教育長専決事項)

第 1 条 教育長は、別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、規定の解釈上疑義のあるもの又は特に重要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 教育行政の運営に関する基本的な方針又は計画の決定に関すること(スポーツ(学校における体育に関するものを除く。))及び文化に関するものを除く。以下次号から第 4 号まで及び第 7 号において同じ。)
- (2) 規則の制定改廃に関すること(法令又は条例等の制定改廃に伴い必要となる字句等の軽易な事項の改正を除く。)
- (3) 予算その他市会の議決を経るべき議案について市長に意見を申し出ること
- (4) 法又は条例に基づく附属機関の委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること
- (5) 係長(担当係長及びこれに相当する職にある者をいう。))以上の職員(指導主事を含む。以下同じ。)、校長(園長を含む。園長を含む。以下同じ。)、准校長、副校長及び教頭の任免(分限免職及び懲戒免職を除く。)、教諭、養護教諭及び栄養教諭の採用並びに職員、校長、准校長及び教員の分限(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条第 2 項第 1 号、第 28 条第 2 項第 1 号及び大阪市職員基本条例(平成 24 年大阪市条例第 71 号)第 35 条並びに職員の分限に関する条例(昭和 26 年大阪府条例第 41 号)第 4 条第 1 号及び第 2 号に規定する休職を除く。))及び懲戒に関すること
- (6) 表彰に関すること。ただし、大阪市教育委員会表彰規則(昭和 24 年大阪市教育委員会規則第 15 号)第 4 条の規定による表彰(市長部局の職員が執行又は補助執行する事務に係るものに限る。))並びに同規則第 14 条及び第 16 条に規定するものを除く。
- (7) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること
- (8) 教科書の採択に関すること
- (9) 審査請求の裁決に関すること

(緊急時における専決)

第 2 条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(専決権の一部委譲)

第 3 条 教育長は、別に定めるところにより、その専決事項の一部を事務局又は教育機関の職員に専決させることができる。

